

近代の南朝顕彰 橋本正高顕彰と土丸・雨山城

尾谷 雅比古

はじめに

幕末、討幕派の志士たちは『建武中興』を理想とし、後醍醐天皇の倒幕運動に呼応して兵を挙げ湊川で討死した楠木正成や南朝を守るべく戦い敗れた新田義貞や楠木一族を自分たちと重ね合わせた。

明治新政府が成立すると、政府の指導者となった志士たちは、その歴史的アナロジーがはたらき、近代天皇制国家の確立過程において建武中興の延長上に明治維新をおいた。そして「天皇に至誠を尽くした忠臣」として楠木正成や南朝の遺臣たちを理想の国民像として喧伝し、太平洋戦争終戦まではあるべき国民の手本とした。

そして、彼らに対する顕彰活動は、国家においては贈位や神社創建、民間においては顕彰会などの団体が組織され、その団体などにより建碑や冊子が出版され、関連史蹟の整備が行われた。特に彼らの一次史料は非常に少なく、ましてや生没年さえわからない人物が多い。また、彼らの事績を示すものも数少ない『軍注状』などの一次史料以外は『太平記』の記載でしか知ることができない。ましてや顕彰活動においてはその一次史料に触れ、彼らの実像を知る人は非常に少ないことから文字資料の活用は困難を極める。それに対し史蹟は、ビジュアルにその人物の活躍を示すことができる。そのため、人物の墓地や鎌倉・室町幕府方との戦いの場合（特に戦没した場所）や城跡を対象にして顕彰活動が行われた。楠木正成が討死した摂津の湊川（神戸市）には湊川神社、子の正行が討死した河内の四條畷（四條畷市）には四條畷神社、新田義貞が討死した越前藤島燈明寺畷（福井市）には藤島神社（現在は足羽山中腹に遷座）が創建された。彼らは神として祀られ、別格官幣社の社格¹⁾まで創設された。また、古戦場や城跡などには彼らを称えた多くの碑が建立された。

また、1919年（大正8）に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法²⁾（以下「保存法」とする）により、多くの後醍醐天皇の倒幕運動に関連する建武中興関係史蹟や南朝史蹟が指定された。保存法制定の最初に指定された史蹟の中に『太平記』の記載を根拠とした「櫻井駅址（楠木正成傳説地）」³⁾がある。更に1935年（昭和9）建武中興六百年を記念して、所謂「建武中興関係史蹟」⁴⁾が全国で17か所指定された。その後も1945年（昭和20）の「高山城址」の指定まで続いた。これらの指定は明治天皇聖蹟とともに国民教化の政治的意図のもとに行われた。

顕彰活動としての神社創建運動や建碑あるいは贈位願いは、組織化された顕彰団体や南朝方武将の末裔と称する人々が実施主体となって行なわれた。

この活動は、明治維新时期以降太平洋戦争終結まで活発に行なわれ、その顕彰実施主体、顕彰活動範囲⁵⁾などは時代によって変化した。

本稿は、南朝の武将で楠木一族とされる橋本正督（正高）に対する末裔とされる人々の活動と正督（正高）の拠点とされた土丸・雨山城の所在する地域の人々の顕彰活動の歴史的経緯を検証する。そこに、人物顕彰と史蹟との関係性⁶⁾を検証することにより、地域と国家との関係を顕彰から読む

ことを目的とする。

なお、本稿では正督（正高）の表記は、中世の一次史料やその解説等では「正督」の名称を使用し、近世から近代では正高の名称を使用する。この表記の相違は後述するが、近世以降『大日本史 列傳』の記載から、別人として認識されていたのが原因である。表記は煩雑になるが1と2では「正督」を3・4・5の顕彰については「正高」を用いる。また、南北朝時代は延元元年／建武3年（1336）⁷⁾の足利尊氏の光明天皇（北朝）の擁立と後醍醐天皇の吉野遷幸（南朝）に始まる。しかし、本稿での南朝顕彰の用語は、鎌倉時代末の正中元年（1324）の「正中の変」に始まる後醍醐天皇の討幕に関わる事績から元中9年／明德3年（1392）の南北朝合一までの事績に関わる顕彰を示すものとする。

1 プロローグ 橋本正督とは

南北朝内乱期、後醍醐天皇の建武政権に対して反旗を翻した足利尊氏によって、政権樹立に大きな役割を果たした楠木正成が延元元年／建武3年（1336）湊川で討死、吉野に逃れた後醍醐天皇の南朝政権を支えた武将たちも延元3年／建武4年（1338）7月に北畠顕家が和泉国石津（堺市）で討死し、同年閏7月には新田義貞も越前藤島（福井市）で討死した。さらに翌年には後醍醐天皇自身が崩御し、吉野に拠点を置いた南朝は後村上天皇へと引き継がれた。南朝の軍事の要であった楠木一族の棟梁は、正成から子の正行へと引き継がれた。しかし、正行は正平3年／貞和4年（1348）に四條畷の戦いで足利方の高師泰によって敗死した。正行の後を引き継いだのが弟の正儀⁸⁾であ

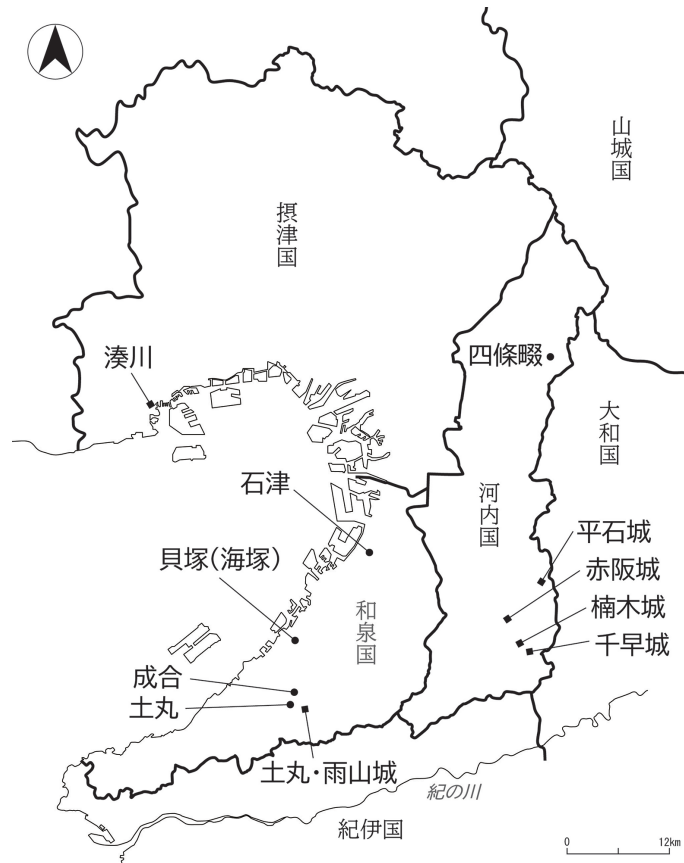


図1 橋本正高（正督）関係地図

る。この正儀とともに南朝の一翼を担ったのが楠木一族と考えられている和泉国の橋本正督ある。

橋本氏については橋本正茂と橋本正督の一次史料⁹⁾が残されている。他に湊川で楠木正成とともに自害した一人として「橋本八郎正員」の名が『太平記』に記されている。

橋本正茂は観心寺文書「正平4年(1349)8月29日付左衛門尉 橋本九郎左衛門入道宛」と妙心寺文書「正平5年(1350)12月9日付左衛門尉 橋本九郎左衛門入道・河野辺右馬允宛」左衛門尉(楠木正儀)から九郎左衛門(正茂)宛の文書が残されている。一次史料を見る限りこの二人と正督との関係はわからない。

さて正督の一次資料での初出は、楠文書楠木正儀書状「正平9年(1354)11月15日付正儀 四郎判官宛」である。それ以後の金剛寺文書正平10年(1355)・正平12年(1357)や久米田寺文書正平12年文書には「新判官」正督に対し正儀から施行状が発給されている。このことから河内・和泉等の国司・守護楠木正儀の目代あるいは守護代としての立場で活動していることがわかる。

しかし、後村上天皇の崩御と主戦派の長慶天皇の登場により、和平派で幕府と和睦交渉にあっていた正儀の南朝での立場が危うくなったことから正平24年/応安2年(1369)正月2日正儀が、北朝方に転じた。このことにより正儀と正督は袂を分かつことになり、正督は正儀に代わって南朝の主力となり和泉を管領することとなった。一方、正儀は北朝でも引き続き河内和泉両国守護となり、南朝方と干戈を交えた。

正平24年/応安2年3月には金剛寺に「民部大輔」の官名で正督は禁制を発給している。さらに翌年2月に観心寺文書「橋本四郎左衛門尉宛の遵行状」など文中3年/応安6年(1373)までに「民部大輔」の官名で施行状などを発給している。

ところが、翌年の和田文書に「応安7年(1374)7月26日付民部大輔 和田備前守宛」があり、明らかに北朝年号を用いていることから、この時には正督が北朝方に転じていることがわかる。この前年、幕府は正儀を案内者として南朝総攻撃を仕掛けてきた。結果、天野山金剛寺に行宮を置いていた長慶天皇は吉野に退き、南朝はさらなる弱体化を余儀なくされた。これらの状況から正督が北朝帰順を決断した可能性もある。

北朝方に転じた正督は、花營三代記「永和元年(1375)8月25日・9月25日条」によれば天授元年/永和元年に、紀伊国の南朝方制圧に紀の川筋から有田郡へと出兵し、制圧に成功した。これにより和泉、紀伊は安定したかに見えたが、長続きしなかった。花營三代記「永和4年(1378)11月5・7・27日条」天授4年/永和4年11月2日、正督が、幕府に反旗を翻し、各地で反乱の火の手が上がり紀北一帯を席卷した。

これに対し幕府軍は討伐軍を組織し、紀伊に派遣した。しかし、幕府内部の権力闘争(管領細川頼之派と反頼之派)から討幕軍の統制がとれず、將軍義満自ら東寺に出陣した。花營三代記「康暦元年(1379)正月22日・24日条」によると反頼之派の山名氏理・氏清などの討幕軍は天授5年/康暦元年正月に正督の籠る土丸城を攻撃し陥落させ、20数人が生け捕りされ、一族など50余人が紀伊に落ち延びた。花營三代記「康暦2年(1380)7月20日条」では翌年、7月17日、正督は土丸城奪還戦において討死し、一族及び和泉御家人ら11人の首が京に送られた。討死した場所は高名里(貝塚市海塚)と伝えられる。

なお、弘和2年/永徳2年(1382)に正儀は南朝に帰参した。

2 土丸・雨山城

2-1 名称

前述の橋本正督が拠ったとされているのが土丸・雨山城である。現在、国史跡日根野荘遺跡の一部として2013年（平成25）10月17日に追加指定を受けている。文献や採取された遺物から、この城の歴史と縄張り¹⁰⁾について見てみたい。

城は現在の大阪府泉南郡熊取町成合標高312mの雨山と泉佐野市土丸の標高287mの城ノ山の山頂に築かれた山城である。従来、雨山城と土丸城と別々に表記されていたが、2012年「土丸・雨山調査指導委員会」¹¹⁾によって「中世期は「土丸城跡」がもっともふさわしいが、両城を一つの群としてとらえ「土丸・雨山城」と呼称する」と整理された。翌年にこの名称で国指定史跡日根荘の一部として追加指定された。

2-2 城の構造

遺構は城ノ山と雨山の両ピークとそれをつなぐ鞍部とに分布する。曲輪群は大きく城ノ山のⅠ地区、谷地形のⅡ地区、北の斜面に認められるⅢ地区、雨山をⅣ地区とする四つの地区に展開する。Ⅰ地区からⅢ地区は北西側の土丸集落側に広がる。

Ⅰ地区は連郭式で、ピークの曲輪と東側の曲輪との間には堀と土塁があり、「武者隠し」と評されるが土塁の北側には堀があり、横堀の呈をなす。北・西の曲輪が連続する尾根には、それぞれ堀切が設けられている。

Ⅱ地区は、谷地形となり平坦面がみられる。西端には滝が見られ周辺には石積みや祠が見られ、城郭遺構とは言いがたい所である。

Ⅲ地区はⅣ地区の南西の谷部を挟んだ北西に伸びる尾根上に曲輪が認められる。しかし堀切などの遮断施設は認められない。

Ⅳ地区はⅢ地区を見下ろすピークに曲輪があり雨山竜王社が祀られている。その東側には「千畳

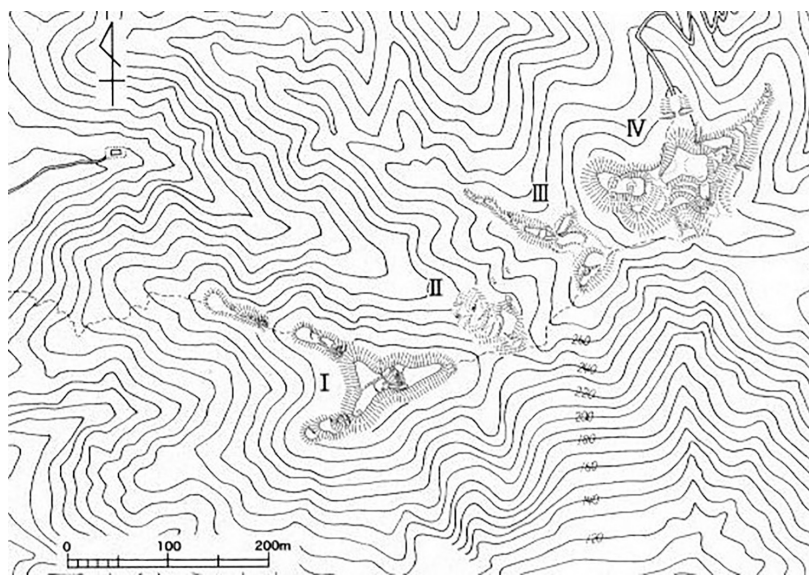


図2 土丸・雨山城縄張り図（中西裕樹作図）

敷」と呼ばれる最も面積の広い曲輪があり。そこから北に延びる尾根には堀切が設けられている。さらに北東に延びる尾根の両側には堅堀があり、小規模な曲輪が続く。南側は谷状地形で数段の曲輪があり、最下段に井戸がある。さらに南西に続く尾根の基部の「月見亭」と呼ばれるところから北東に浅い横堀が認められる。

この城の発掘調査は行われていないが、遺物が多く採取されている。1地区とIV地区から南北朝期の雁振瓦が採取されており、とくにIV地区は顕著に遺物が採取されている。他の遺物を見ると16世紀頃のものIV地区が顕著で、14世紀から15世紀ものは1地区から顕著に採取されている。

2-3 橋本正督と土丸城

この城の文献¹²⁾初出は、日根文書「貞和3年(1347)11月晦日付越後守 日根野左衛門入道宛」和泉守護高師泰軍勢催促状に記された「槌丸城」である。この文書は高師泰が日根野盛治に土丸城の警護を依頼したもので、翌年にも盛治の子時盛にも警護を依頼している。この時期、南朝、楠木正行が討死し吉野も陥落、後村上天皇が賀名生に遷座した時期である。このことから、土丸城は北朝方が把握していたようである。

しかし観応の擾乱で一時息を吹き返した南朝方により土丸城が支配されていたようで、正平6年／観応2年(1351)と正平7年／観応3年(1352)には北朝方が陥落させている。しかし正平8年／文和2年(1353)5月に南朝方が再び落した。このころ南北両朝で激しい争奪戦が展開されていた。

ところで日根文書「文和2年(1353)付修理権大夫国清 御奉行所宛」和泉守護畠山国清披露状では日根野時盛が土丸城主として軍功があり記されている。このことから北朝方は日根野時盛を土丸城主としている。

正平24年／応安2年(1369)に楠木正儀が北朝方に転じたことにより、橋本正督が南朝の河内和泉の国主となった。しかし、正督も文中4年／応安7年(1374)には北朝方に転じ、翌年文中5年／永和元年(1375)には拠っていた土丸城を出て、紀伊に発向したと記されている。

天授4年／永和4年(1378)11月2日、正督は紀伊で兵を挙げ、再び南朝に帰参した。南方紀伝「天授4年条」によれば南朝方と和泉守護和田正武も土丸城に籠り、幕府軍と戦っている。そして翌年正月に落城し、橋本正督、一族ほか紀伊に落ち延びた。

そして、再び兵をあげて天授6年(1380)、7月17日、正督は土丸城を奪還しようとしたが橋本新判官・同雅楽助・同弥九郎らの一族や被官ともに討ち取られた。このことから正督が土丸城に拠っていたのは正平24年／応安2年(1369)から文中5年／永和元年(1375)の6年間、天授4年／永和4年(1378)の3か月程であった。

その後、弘和2年／永徳2年(1382)に正儀は南朝に帰参し、南朝方楠木正勝が拠ったが、和泉守護山名氏清・紀伊守護山名義理によって敗死させられ、土丸城には山名氏清が入った。

明徳3年(1392)、南北朝が合一の時、幕府内部では明徳の乱がおこり山名義理は兵を土丸城に籠らせたが陥落した。この時、はじめて土丸・雨山城の名称が見られる。

しかし、その後、文献上に現れるの織田信長が佐野に置いた在番衆が発給した天正5年(1577)7月11日付けの淡輪文書「佐野在城衆休算書状」に「土丸・雨山与申所」とみられるのみである。

土丸・雨山城は楠木一族が河内の拠点に築城した千早城などとは相違し、和泉の南朝方、北朝方が長期に争奪戦を繰り広げた城である。橋本正督が拠ったのはその一時期である。

3 橋本正高の顕彰史

3-1 正督と正高の同一性問題

近世に入り、水戸藩が水戸光圀の命により編纂した『大日本史』は、その名分論から南朝正当論を展開し、近世・近代の歴史観に影響を与え、南朝顕彰に大きな影響力を与えた。『大日本史 列傳』卷之一百六十九 列傳第九十六¹³⁾には楠木正成や和田、大塚などの一族とともに橋本正員、橋本正茂、橋本正高が挙げられている。その正高の項¹⁴⁾に「同族宮内大輔正督等叛降敵正高不屈」と記されている。つまり『大日本史』では正督と正高とは別人であるとの解釈をとっている。名分論的には北朝に降り後に南朝に復帰した正督は南朝の忠臣とは認められない。そこで、最後まで南朝に忠勤を励み足利幕府軍と奮戦し、一族、被官とともに討死（蓋闘死）した別人格の正高を仕立て上げたと思われる。この別人説による正高の顕彰が近世、近代に展開される。しかし、その正高の事績の説明を見ると、明らかに正督の事績とオーバーラップして説明されており、同一人物を描いている。

この名分論的解釈は、兄楠木正行亡き後、楠木一族の惣領として南朝を支えてきた正儀¹⁵⁾が北朝に一旦降ったことにより、楠木一族とは別の卷之一百七十七 列傳第四百¹⁶⁾に記載されていることと共通する。その結果、近代には贈位もされていない。

3-2 岡部長慎の顕彰

江戸時代徳川家康は、南朝と命運をともにした新田氏の一族を称し、清和源氏嫡流として征夷大将軍に任じられている。その延長上で水戸光圀の『大日本史』編纂が南朝正当論で進められ、楠木正成や新田義貞、南朝の人物が理想化された。それが19世紀ころからの尊王攘夷思想の形成と広

がりによって、楠公（楠木正成）顕彰や南朝顕彰は、武士層や上層農民、商人層などの知識層に広がっていった。

このような時代背景のなかで、土丸・雨山城を領する和泉国岸和田藩9代藩主岡部長慎¹⁷⁾は、嘉永5年（1852）に成合村に顕彰碑である「崇忠之碑」を建立している。この碑文は長慎が、近臣浅野景秀に命じ、藩校講習館の講師である相馬九方¹⁸⁾が撰文している。

内容的には雨山城に拠った、橋本正高が橋本正員の子であるとして、天授4年の戦いが刻まれている。また、水府（徳川光圀）の湊川建碑を取り上げ、領内の遺蹟を自ら顕彰するとして我公（長慎）が碑建立を命じたと刻んでいる。さらに、最後に南朝合一後、後醍醐天皇や南朝武将の忠烈が灰燼に帰したことから記録したとしている。この碑文で正員と正高を父子として記載し、父の志を継いで戦ったとしているのは、楠木正成、正行父子を意識したものであろう。



写1 『崇忠碑』熊取町成合

3-3 近代の贈位

1919年（大正8）11月に橋本正高に従四位が贈位された。これは通例実施されている陸軍特別大演習に伴う贈位で、正高の場合は大正8年に第1師団、第4師団、第10師団、第11師団が参加した兵庫地方の演習に伴うものであった。この贈位は「天皇陛下には毎年陸軍特別大演習行幸に際し其附近なる各府縣下勤王志士碩学鴻儒等に對し贈位又は位階追陞の恩命を下し給ふ」により行われたものである。そのため、同年5月に各地方長官に8月末までに贈位申立書の提出を促す通牒が布達¹⁹⁾されている。

結果、故従三位千種忠顕外99名の贈位が同年11月11日に裁可²⁰⁾された。正高には「特旨ヲモツテ位記ヲ贈ルラル」によって従四位が贈位されたのである。そして、同時に、南朝方として正四位に和田正武、従四位に和田賢秀・和田正朝・恩地左近など²¹⁾が贈位された。また、従三位千種忠顕は「特旨ヲモツテ位階ヲ追陞セラル」として従二位が贈位されている。

この時の大阪府贈位内申書の正高に関する調書²²⁾では、『大日本史 列傳』を引用し正督（一次史料等見られる表記）を「同族正督等敵ニ降り」と説明し、同族ながら正高とは別人として記載し贈位を正当化している。

3-4 高名栄次郎の顕彰

この正高の贈位を契機に、正高の子孫と称する貝塚（貝塚市）に在住した薬種業を営む高名栄次郎が「家祖正高」の顕彰に尽力した。最初は墓地の整備と建碑であった。一カ所は高名家の墓地があり、正高の墓と伝えられる墓がある上善寺（貝塚市）である。1925年（大正14）正高の墓地を整備し、「贈従四位橋本正高公墓」の標石を建立した。またその傍らに「贈従四位橋本正高略伝碑」を建碑した。さらに、高野山にも「南朝忠臣橋本正高墓地」と刻まれた標石と墓地が建立され、同じくその傍らに同年3月1日付けの「橋本判官碑」が建碑されている。題字は高野山大学初代学長で1934年（昭和9）に高野山金剛峰寺座主で古義真言宗管長となる高岡隆心が揮毫している。その碑文から高名栄次郎が1925年（大正14）1月20日に「賜贈位券」、3月20日墓前報告祭が行われたと記されている。このことから、国からの正高の「位記」は、彼に下付されたようである。碑文の最後には家業が薬種業であったことから「忠臣高名之薬何唯健身」とコマーシャルのような文を刻んでいる。さらに墓地以外には、戦没地とされる海塚（貝塚市）²³⁾に1925年（大正14）7月大阪府知事川中望の揮毫による「橋本正高戦没地之碑」を建碑している。そして、1928年（昭和3）昭和天皇即位の大典に合わせ「橋本正高戦没五百五十年祭碑」を建碑している。

このように高名栄次郎は、「贈位記」を下付されたことにより正当な子孫として認められ、「家祖正高」の顕彰碑の建碑を積極的に自力で行った。しかし、この時点



写2 上善寺墓地

での正高顕彰は、高名家家祖の顕彰の段階である。

大楠公六百年祭の年にあたる1935年（昭和10）4月になって高名栄次郎は正高の関係地や和泉地方（当時の堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡）の陵墓・寺社・史跡を記した『泉州古蹟のしるべ』を発行した。その跋文には「曩に吾祖先橋本正高、南朝の忠臣として従四位贈位の恩命に浴し、後其五百五十年式祭を執り行いましたが、此聖恩を永久へに記念し、聊か郷土歴史の喧伝に輿せたいと、茲に 泉州古蹟のしるべ なる一冊子を編した次第であります。」と記されている。文章からは正高の南朝忠臣としての事績が郷土の歴史として認知度がたかまらないことに対する焦りが読み取られる。

3-5 地域の顕彰

ようやく地域で正高の顕彰の動きが現れたのが、1937年（昭和12）になってからである。大阪朝日新聞6月24日付²⁴⁾の記事に「土丸城址を繞る 孤忠殉國の美擧 偲ぶ泉南の聖雄、橋本正高卿研究精神の三郷土史家」の見出しがでた。この記事によれば、土丸・雨山城が所在する大土村（泉佐野市大木、土丸）の郷土史家である大土村助役高原義一、土丸小学校訓導西岡政徳、火走神社社司柴本長治の三人が新事実を発見し、史実を探った。そして3氏の肝いりで同年7月17日の正高戦没の日に土丸小学校主催で大土村役場と三氏が後援して土丸城跡で慰霊祭が行われることが記載されている。

そして、同年6月26日に城跡への登山道の整備を青年団・児童達を動員して行われた。また、慰霊祭準備の為、土丸小学校に学校長、学事委員、村議、婦人会が集まって協議会が開催されている。このような経緯で土丸・雨山城跡で同年7月17日に第1回橋本正高卿慰霊祭²⁵⁾が挙行された。新聞記事によれば「卿の後裔大阪住吉播磨町住吉病院長橋本修吉氏夫妻をはじめ大土村土丸、大木、隣村熊取村、日根野村の四小学校児童七百名、郡教育會代表、同小学校長、地元村の南村長以下村議、係長、土丸青年圈、婦人會、處女會會員ら合計約千名が参列、同村火走神社社司芝本氏の司祭で厳肅に祭典を執行」と様子を伝えている。また慰霊祭の日に、慰霊祭の定例化、記念碑・休息所の建設、ハイキングコースの築造が決定された。さらに同年10月には「継述会」が組織された。この段階での動きは、小学校主催ということから教育関係者を中心としたものであった。

翌年になって顕彰の動きは、顕彰会の組織化に進み次の段階へと動いた。同年1月13日²⁶⁾に「橋本正高卿顕彰会」（以下「顕彰会」とする）の発起人会が犬鳴山温泉で開催された。発起人会のメンバーは泉南郡の田尻、上之郷、長滝、日根野、佐野、南中通、熊取、大土の各町村長、府会議員3人、大土村助役、大土村有力者4人が集まった。会則を定め、会長は泉南郡町村会長（上之郷村長中谷藤吉）を選び他の副会長、顧問、幹事を置き、さらに総裁に大阪府知事、副総裁に大阪府総務部長をいただくとしている。そして、その趣意書²⁷⁾から大土村役場に事務所が置かれたことがわかる。事業は紀元二千六百年を期して土丸・雨山城跡に忠義殿と称する木造の小祠、一丈五尺の彰忠碑、記念館、国旗掲揚台などの建設を決めている。

顕彰会は同年11月『橋本正高卿事績』²⁸⁾を発刊している。さらに翌年にも『吉野朝の隠れたる忠臣 橋本正高卿』を出版している。

さらに1940年（昭和15）には、蓮華寺（泉佐野市土丸）にある正高の墓と伝わる一石五輪塔などの石造物がある墓地に「贈従四位橋本正高／皇紀二千六百年十一月橋本正高公顕彰会修復」を建立し

ている。

顕彰会が発足した年の1938年（昭和13）7月17日に土丸城（城ノ山）で五百五十八年祭として「橋本正高卿慰霊祭」が大土村主催で執行されている。

このほかに、1939年（昭和14）10月に土丸城（城ノ山）の曲輪に『忠烈碑』が建立されている。題は当時の大阪府知事安井英二が揮毫し、18人の発起人が刻まれている。内14人は顕彰会の発起人に名を連ねた人々である。この碑は実質的に顕彰会建立と理解できるが、石碑には顕彰会の名称は見当たらない。

また、1941年（昭和16）5月18日の新聞²⁹⁾に「雨山城址に『道場』正高公顕彰に熊取村が乗出す」との記事が出掲載されている。熊取村が雨山城への登山道の整備と山頂の竜王社の祠がある曲輪に修養道場を建設し、千畳敷と呼ばれる曲輪を錬成道場として学童たちの精神修養心身鍛錬の場となる「山の道場」を建設するというものである。同日の記事に「金剛寺の修養道場 荒木大将迎へ廿五日地鎮祭」が掲載されていた。この修養道場は、建武中興関係史蹟、南朝関係史蹟に建てられたもので、公務員・警察官・教師・青年団・婦人会等を対象にした楠木一族の忠君愛国を手本とする精神修養を主とした国民教化の研修施設である。1930年（昭和5）に大日本楠公会³⁰⁾が建設した観心寺の恩賜講堂、1936年（昭和11）の千早城跡に建設された大阪府立「存道館」³¹⁾、そして完成した天野山金剛寺の修養道場がある。

民間では1938年（昭和13）4月に、岸和田市に拠点を置く観世流能楽師杉江櫻國³²⁾が新作能『正高』と題して謡本を出版³³⁾している。この謡本には「謡曲正高附録 雨山土丸史蹟案内 附近コース圖解」が付録としてついている。

3-6 顕彰活動の変節

顕彰活動は1913年（大正2）の贈位に始まるが、大きく2期に分けることができる。1期は高名栄次郎が「贈位記」を下付され家祖橋本正高を顕彰した時期である。彼自身は正高を家祖としてだけでなく、郷土史の中に位置づけ、地域での認知を目指して活動した。

2期は、高名家とは関係なく、急に大土村を中心に地域で顕彰活動が盛り上がった時期である。顕彰会が組織され、正高関係の書籍が2冊、石碑が建立された。しかし、活動は大土村、熊取村、顕彰会（大土村が主体で泉南郡町村会が追随）が一体となって行われた形跡はない。

2期の急な盛り上がりの要因は、顕彰会趣意書に「今や日支事變に際會し百年難局の今日、恰も國民精神總動員時局の秋に當り、崇忠崇義の誠を述べ、非常時日本の國民精神の作興に資し顕幽一貫せる日本精神の活動を奉祇し、尊嚴なる皇室の彌榮を祇念し奉らんため此處に顕彰の事業を起こさんとする。」と記されている。1931年（昭和6）満州事變にはじまる15年戦争、その戦争遂行



写3 『忠烈碑』城ノ山

のために、1937年（昭和12）から国民の思想善導を目的に「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」をスローガンに国民精神総動員運動が展開された。その中で行われた「忠臣孝子烈婦ノ顕彰」が要因の一つであろう。さらにその間、1934年（昭和9）の建武中興六百年祭、1935年（昭和10）楠公六百年祭、1940年（昭和15）紀元二千六百年祭の実施も影響を与えたと考えられる。どれもが国家が意図的に万世一系の天皇と忠誠心を強調し、ナショナリズムや国家意識の高揚に大きな役割を果たしたものである。

4 山城と顕彰活動

4-1 正高が拠った城

正高に対する大阪府の贈位内申書の調書には正平15年（1360）に「正高ヲシテ平石城ヲ築キ五百余兵ヲ以テ之ヲ守ラシム」また天授4年「泉州土丸城拠ル」と説明されている。この平石城³⁴⁾は河内国（河南町）に所在する山城である。この城には元弘元年（1331）に楠木正成とともに戦った平岩左衛門尉茂直³⁵⁾が拠ったと伝えられ、その後正平14年（1359）に楠木正儀・和田正武が足利幕府軍の侵攻に対して整備したとされている。城跡には祠と平岩左衛門尉茂直の石碑が建立されている。しかし正高に関する顕彰碑等の顕彰活動は見当たらない。

4-2 顕彰期の土丸・雨山城の認識

江戸時代、橋本正高が拠った城についての表記は、嘉永5年の『崇忠碑』に雨山城の記述がある。その後、顕彰会発刊の『橋本正高卿事蹟』では林部興吉の「楠公築城論」³⁶⁾を引用して土丸城を下記のように解説している。

之より卿は、土丸城の天険を利用して大いに城の構築を行ひ、楠氏の築城法に則り。千早の堅壘に倣ひ、幾多の削平部を設け、その周邊に多くの山寨を構へ、險要限りない犬鳴山の霊地を背景として大山城たる土丸城を構築したのである。

この文書からは、この筆者は正高が土丸城を構築し犬鳴山を金剛山に、土丸城を千早城に擬している。また雨山城を千早城周囲の城塞の一つと同じように雨山寨と表記している。正高が楠木一族であることを強調し、土丸城を楠木正成の千早城の再来のように捉えるようとしている。

また「獨り土丸城は毅然として、忠臣正高卿の誠忠を物語、今尚ほ青節の松風に香しき芳粉をさへ覺ゆるものである。」忠臣正高卿をビジュアルに表現しているのが土丸城である。それを喧伝するため

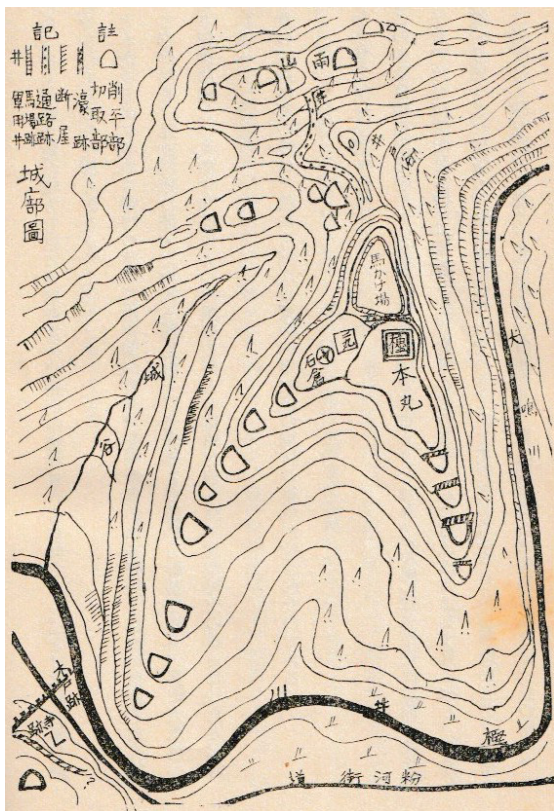


図3 土丸城図（『橋本正高卿事蹟』より）

に組織された顕彰会が、慰霊祭を城跡で挙行し、忠烈碑を建碑して解説・案内書を出版したのである。また、登山道を整備し、修養道場の計画までおこなっている。

同じ一族である楠木正成は国家レベルで顕彰が行われている。また楠木正成が拠った千早城に対しては、湊川神社だけでなく楠公顕彰会が千早城跡に神社を創建している。さらに大阪府は修養道場である存道館まで建設している。この先例をみれば、同じ一族である正高を楠木正成・正行亡き後の後継的忠臣として喧伝しようとしたものと思われる。楠木正儀が北朝に下り、再び南朝に復帰して一族では最高位の参議まで昇りつめ南北朝合一へと導いた。しかし、一時北朝に降ったことと討死しなかったことで、父楠木正成・弟正行のような忠臣との評価は生まれなかったと考えられる。それに比べて正督とは別とされる正高は南朝方として一族とともに華々しく討死したのである。土丸城=千早城の再来として、あえて言えばローカルな偉人の正高からナショナルな偉人への位置づけ³⁷⁾を意識して顕彰活動が行われたと考えられる。

5 南朝顕彰と城郭

前述した橋本正高と土丸・雨山城のように、南朝の人物顕彰において南朝方として華々しく戦い討死した史蹟（古戦場であり城郭）が重要な要素となる。

保存法により南朝関係として指定された史蹟は表1のとおり41件である。更にもその中で保存要目³⁸⁾四（古城趾、城砦、防壘、古戦場、國郡廳趾其ノ他政治軍事ニ關係深キ史蹟）を指定の事由としている城郭を抽出すると下記の19件である。

浪岡城跡（青森）・七戸城跡（青森）・根城跡（青森）・宇津峯（福島）・霊山（福島）・小田城跡（茨城）・關城跡（茨城）・大宝城跡（茨城）・金ヶ崎城跡（福井）・杣山城跡（福井）・三岳城跡（静岡）・霧山城（三重）・赤阪城跡（大阪）・楠木城跡（上赤阪城跡）（大阪）・千早城跡（大阪）・福山城跡（岡山）・敷山城跡（山口）・岡城跡（大分）・高山城跡（鹿児島）

さらに、複数の指定の事由を持つ中で保存要目四が含まれているのが船上山行宮（一・二・三・四）・笠置山（一・二・三・四）・吉野山（一・二・三・四）・教王護国寺境内（一・二・四）・金剛山（二・四）である。

これを加えると24件となり、さらに保存要目十一の合戦場や拳兵地など5件を加えれば29件の軍事政治に関係する史蹟が南朝関係史蹟の70%以上を占めることになる。

この19件の城郭と関係する人物を『史蹟詳細説明』、『贈位内申書』、『贈位諸賢伝増補版』³⁹⁾などから抽出すると、表2のとおりでその99%が近代において贈位⁴⁰⁾された者である。

たとえば、1945年2月22日最後の南朝史蹟の指定となった鹿児島県の高山城の史蹟詳細説明では「一に山の城とも称せられ肝付代累代の居城にして建武二年肝付兼重勤皇の義兵を擧ぐるや初め日向國三俣院高城を根據とせしが城陥るに及び此の城を據點として賊軍を抑へよく盡忠の誠を致せる所なり、城は丘陵を利用して営まれたるものにして前面に本城川を控へ左右に溪流を擁して天然の要害を占め本丸は北方の頂上にありて背後は峻険なる断崖に接せり、城内に門趾、土壘、濠趾礎石等の遺構を存して略々舊規を見るに足れり。」と記されている。この城に拠ったのは肝付兼重という武将であり、日向國三俣院高城（宮崎県都城市）が落ちて後、この城で賊軍を迎え尽忠の誠を致せる所として史蹟指定されている。肝付兼重はすでに1912年（明治45）2月26日に従四位に贈位されている。高山城の史蹟指定より33年も前である。しかし彼の顕彰活動が活発化するのには1930

年代からで、1935年に「肝付兼重顕彰会」設立されている。同年8月に三侯院高城跡に荒木貞夫の揮毫で「肝付兼重公誠忠碑」が建立されている。そして、1936年（昭和11）5月24日「肝付兼重公ノ事蹟ヲ国定教科書ニ採録ノ件（鹿児島県肝属郡高山町長河野直吉外百六十名呈出）」の請願が衆議院で採択されている。また1937年（昭和12）5月に鹿児島市に菊池武夫揮毫の「贈従四位肝付兼重奮戦之碑」建立されている。さらに1940年（昭和15）3月24日「肝付兼重公ノ勤王事蹟顕彰ニ関スル件（鹿児島県肝属郡大始良村農業永田登良巳呈出）」の請願が衆議院に提出されて採択されている。内容的には国定教科書へ事績を採録してその忠節を顕彰せよということである。永田登良巳は1943年（昭和18）にも同様の請願を提出し3月25日に衆議院で採択を受けている。そして1945年には高山城が史蹟指定に至っている。国定教科書に採録の請願趣意文には「王道扶佐ノ大功菊池 楠公ニ比スヘキモノアリ然ルニ其ノ功遍ク世ニ知ラレサリシハ邊陲ノ地ニ在ルト」とある。肝付兼重の事績が知られていないのは辺地で活躍したことによるもので、楠木一族や菊池一族の功績と遜色ないものであり、国定教科書に採録されることを請願している。ここでもローカルな歴史をナショナルな歴史に位置づけようと活動している。

まとめ

指定史蹟の城郭はAグループとBグループの二種に分類できる。Aグループは国定教科書に登場し、別格官幣社にも祀られて国家的規模で顕彰されている南朝の指導者層（従三位から正一位の贈位者）が関わる城郭で在地の武士層（従五位から正四位の贈位者）も関わる。もう一つがBグループで従五位から正四位の贈位を受けた在地の武士層だけが関わるもので福山城・敷山城・岡城・高山城・根城・七戸城が該当する。Aグループに該当する城郭は指導者層とともに全国的に知られる。しかし、Bグループの城郭は指定史蹟とは言えローカルでしか周知されていない事が多い。もちろん関係する人物も同じである。また、Aグループの城郭は認知されていることが多いが、南朝の指導者層とともに戦った在地の武士層や参戦した武士層についても認知度は低い。橋本正高と土丸・雨山城の関係は指定史蹟ではないがBグループに類似する。

これらの史蹟や人物の顕彰が活発化するのが3-6で示したように1930年代からである。この時期から地域において関係する城郭や合戦場（史蹟）などがクローズアップされ、人物に対する祭祀や顕彰碑を建立することにより、人物と史蹟が紐づけされる。さらに、地域では神社創建運動や郷土史から国史への事績採録を画策する。そこには時局という用語に代表される状況の中で地域として天皇制国家への忠誠を南朝関係史蹟+人物の顕彰活動そのもので示そうとする動きである。それを国家は保存法の史蹟指定によって意義付けしたのである。

繰り返しになるが、政治社会状況の中でローカルな偉人と関係する史蹟をナショナルなものへと押し上げようと地域が顕彰活動を推し進めた。近代天皇制国家の歴史観による価値づけに合致した人物が、まず先行して国家により贈位が行われ、その後人物に関する史蹟が保存法成定後、指定が行われたのである。

最後に今後の課題であるが、今後の課題として、(1) 土丸・雨山城が保存法指定に至らなかった理由の解明、(2) 地域史料の発掘による多事例の比較検討、(3) 考古学的調査・城郭研究による保存法指定史蹟（城郭）の再評価が挙げられる。

表1 南朝関係史蹟一覧

	史蹟名	現在地	指定年月日	官報告示	保存要目
1	桜井駅跡 (楠木正成伝説地)	大阪府三島郡島本町	1921.03.03 (大正10.03.03)	内務省告示第38号	十一
2	院庄館跡 (児島高德伝説地)	岡山県津山市	1922.03.08 (大正11.03.08)	内務省告示第49号	十一
3	灯明寺暇 (新田義貞戦没伝説地)	福井県福井市	1924.12.09 (大正13.12.09)	内務省告示第777号	十一
4	吉野山	奈良県吉野郡吉野町	同	同	一・二・三・四
5	日野俊基墓	神奈川県鎌倉市	1927.04.08 (昭和2.04.08)	内務省告示第315号	三
6	北島具行墓	滋賀県米原市	1930.11.19 (昭和5.11.19)	文部省告示第222号	三
7	宇津峰	福島県須川市・郡山市	1931.07.31 (昭和6.07.31)	文部省告示第275号	四
8	笠置山	京都府相楽郡笠置町	1932.04.19 (昭和7.04.19)	文部省告示第110号	一・二・三・四
9	船上山行宮跡	鳥取県東伯郡琴浦町	1932.05.03 (昭和7.05.03)	文部省告示第128号	一・二・三・四
10	赤阪城跡	大阪府南河内郡千早赤阪村	1934.03.13 (昭和9.03.13)	文部省告示第90号	四
11	楠木城跡 (上赤阪城跡)	大阪府南河内郡千早赤阪村	同	同	四
12	千早城跡	大阪府南河内郡千早赤阪村	同	同	四
13	金ヶ崎城跡	福井県敦賀市	同	同	一・四
14	杣山城跡	福井県南条郡南越前町	同	同	四
15	一宮 (桜山茲俊拳兵伝説地)	広島県福山市	同	同	十一
16	稲村ヶ崎 (新田義貞徒歩伝説地)	神奈川県鎌倉市	同	同	十一
17	生品神社境内 (新田義貞拳兵伝説地)	群馬県太田市	同	同	十一
18	圓教寺境内	兵庫県姫路市	同	同	一・二
19	延暦寺境内	滋賀県・京都府	同	同	一・二・三・四
20	隠岐国分寺境内	島根県隠岐郡隠岐の島町	同	同	一・二
21	東大寺東南院旧境内	奈良県奈良市	同	同	一・二
22	教王護国寺境内	京都府京都市下京区	同	同	一・二・四
23	金胎寺境内	京都府相楽郡和束町	同	同	一・二
24	金剛寺境内	大阪府河内長野市	同	同	一・二
25	観心寺境内	大阪府河内長野市	同	同	一・二
26	金剛山	奈良県御所市	同	同	二・四
27	霊山	福島県伊達市	1934.05.01 (昭和9.05.01)	文部省告示第181号	四
28	大宝城跡	茨城県筑西市	同	同	三・四
29	関城跡	茨城県筑西市	同	同	三・四
30	敷山城	山口県防府市	1935.06.07 (昭和10.06.07)	文部省告示第215号	四
31	小田城跡	茨城県つくば市	同	同	四
32	霧山城跡	三重県津市	1936.12.16 (昭和11.12.16)	文部省告示第314号	四
33	福山城跡	岡山県総社市	1936.12.16 (昭和11.12.16)	文部省告示第367号	四
34	大覚寺御所跡	京都市右京区	1938.08.08 (昭和13.08.08)	文部省告示第292号	一
35	柴山寺行宮跡	奈良県五條市	1938.08.08 (昭和13.12.14)	文部省告示第360号	一
36	住吉行宮跡	大阪府大阪市住吉区	1939.03.07 (昭和14.03.07)	文部省告示第86号	一
37	浪岡城跡	青森県青森市	1940.02.10 (昭和15.02.10)	文部省告示第64号	四
38	七戸城跡	青森県上北郡七戸町	1941.12.13 (昭和16.12.13)	文部省告示第860号	四
39	根城跡	青森県八戸市	同	同	四
40	三嶽城跡	静岡県引佐郡引佐町	1944.03.07 (昭和19.03.07)	文部省告示第221号	四
41	高山城	鹿児島県肝属郡肝付町	1945.02.22 (昭和20.02.22)	文部省告示第34号	四

表2 指定史蹟と関係人物（*南朝時代の位階で近代の贈位なし）

史蹟名	史蹟詳細説明・贈位内申書に現れる関係人物		
	時代	人物	贈位（位階）
浪岡城跡		北畠顕成	従二位*
七戸城跡	元弘3年	南部政長	正五位
根城跡	元弘3年	南部師行	正五位
宇津峯	興国元年～正平8年	北畠顕信	従一位*
		宇津峯宮	
		田村輝定	正四位
霊山	延元2年	北畠顕家	従一位*
		義良親王	
		結城宗広	正三位
		伊達行朝	従三位
關城跡	興国2年～4年	北畠親房	正一位
		關 宗祐	正四位
		關 宗政	従四位
大宝城跡	興国2年	下妻政泰	正四位
小田城跡	延元3年	北畠親房	正一位
		伊達行朝	従三位
三岳城跡	興国元年	宗良親王	
		井伊道政	従四位
金ヶ崎城跡	延元元年～延元2年	新田義貞	正一位
		藤原行房	従二位
		尊良親王	
		恒義親王	
		新田義顕	従三位
		氣比氏治	正四位
		氣比齊晴	従四位
里見時成	従四位		
杣山城跡	延元元年～延元2年	新田義貞	正一位
	延元2年	瓜生 保	従四位
	延元2年	瓜生義鑑	従四位
霧山城	興国3年／康永元年	北畠顕能	従一位*
赤阪城跡	元弘元年	楠木正成	正一位
		護良親王	
	正平年中	尊良親王	
		和田正武	正四位
楠木城跡（上赤阪城跡）	元弘2年	楠正成	正一位
千早城跡	元弘2年	楠正成	正一位
	元中5年	楠正勝	正四位
	元中10年	楠正元	従四位
福山城跡	延元元年	大井田氏常	従四位
敷山城跡	延元元年	（撰津助公）清尊	正五位
		（助法官）教乗	従五位
		小笠原藏人三郎長光	
岡城跡	建武末	志賀貞朝	
高山城跡	建武2年	肝付兼重	従四位

注

- 1) 近代社格制度 太政官布告太政官布告第 235 号「官社以下定額・神官職制等規則」明治 4 年（1871）5 月 14 日
- 2) 史蹟名勝天然紀念物保存法（大正 8 年（1919）4 月 10 日法律第 44 号）
- 3) 大正 10 年（1921）3 月 3 日内務省告示第 38 号 文化庁文化財データベース詳細説明「楠公父子訣別ノ陞トセラル、モノナリ」
- 4) 拙稿「昭和 9 年における建武中興関係に史蹟の指定について一大阪府を中心に一」『藤澤一夫先生 卒寿記念論文集』藤澤一夫先生卒寿記念論文集刊行会 2002
- 5) 拙稿「明治期における地域の楠公顕彰」『近代天皇制と社会』思文閣出版 2018
- 6) 羽賀祥二『史蹟論』名古屋大学出版会 1998
- 7) 明治 5 年（1872）までは元号（西暦）、南北朝時代は南朝／北朝（西暦）表記とする。以降は西暦（元号）表記とする。
- 8) 生駒正臣『楠木正行・正儀』ミネルヴァ書房 2021
- 9) 大阪市史編纂所『楠木正成関係史料（上）』大阪市史料調査会 2017
大阪市史編纂所『楠木正成関係史料（上）』大阪市史料調査会 2019
泉佐野市史編さん委員会『新修泉佐野市史 第 4 巻 史料編古代・中世 I』泉佐野市 2004
- 10) 中西裕樹『大阪府中世城館事典』戎光祥出版 2015
- 11) 泉佐野市教育委員会・熊取町教育委員会『土丸・雨山城跡 日根野荘遺跡関連調査報告書』泉佐野市教育委員会・熊取町教育委員会 2012
- 12) 泉佐野市史編さん委員会『新修泉佐野市史 第 4 巻 史料編古代・中世 I』泉佐野市 2004
- 13) 『大日本史 列傳』卷之一百六十九 列伝第九十六一楠正成 子正行 族正家 和田正遠 和田賢秀 賢秀弟正朝 和田正武 和田正忠 橋本正員 橋本正茂 橋本正高 大冢惟正
- 14) 橋本正高卿顕彰会編集『橋本正高卿事績』橋本正高卿顕彰会 1938
- 15) 前掲 8 と同様
- 16) 『大日本史 列傳』卷之一百七十七 列伝第四百一字都宮公綱 從姪泰藤 赤松氏範 石塔義房 細川清氏 北条時行 桃井直常 飽浦信胤 楠正儀 小山義政
- 17) 岡部 長慎 号南山 天明 7 年（1787）－安政 5 年（1859） 和泉岸和田藩の第 9 代藩主。岸和田藩岡部家 10 代。彼は悪化する藩財政を立て直し、天保 4 年（1833 年）家督を譲って隠居したが、藩政の執政は続けた。隠居の後、藩史をまとめ上げた「岡部氏家訓」を作る。弘化 4 年（1847 年）、『本草綱目啓蒙』が板木の焼失により絶版となっていたことを惜しみ岸和田藩版『重訂本草綱目啓蒙』の復刊、さらに嘉永 2 年（1849 年）、「本草綱目図譜」を刊行。嘉永 4 年（1851 年）、藩校講習館を設立する。
- 18) 相馬九方 享和元年（1802）－嘉永 4 年（1879） 漢学者。讃岐高松（香川県）の人。岸和田藩校「講習館」の開校とともにその教授となり、幕末の藩政にも深くかかわった。幕末に岸和田藩内で、勤皇派か佐幕派に二分したときに勤皇派の中心となった。
- 19) 「大正八年陸軍特別大演習ニ際シ国家功労者ニ対スル贈位調査ニ付各関係地方長官ヨリ贈位申立書類内閣へ提出方通牒ノ件」（『公文雑纂・大正八年・第一巻・内閣一・内閣一、賞与手当・鉄道院』1919 年（大正 8）5 月 5 日）国立公文書館蔵
- 20) 「故從三位千種忠顕外九十九名贈位ノ件」（『叙位裁可書・大正八年・叙位卷三十八・贈位』1919 年（大正 8）11 月 10 日）国立公文書館蔵
- 21) 他に從四位には大高坂松王丸・宇佐美輔景、正五位には澤 顕連・村上義弘・石井末忠・鷹取種佐・植月重佐が元弘から建武の時代にかけて後醍醐天皇に忠誠をつくしたとして贈位されている。
- 22) 「故橋本正高」（『贈位内申書 大阪府贈位内申書類』1914 年（大正 3）10 月 06 日）国立公文書館蔵
- 23) 現在は海岸寺山に移設されている。
- 24) 『大阪朝日新聞』1937 年（昭和 12）6 月 24 日
- 25) 『大阪朝日新聞』1937 年（昭和 12）7 月 18 日
- 26) 『大阪朝日新聞』1938 年（昭和 13）1 月 14 日
- 27) 泉佐野市教育委員会中岡 勝氏からご教示。
- 28) 前掲 13 と同様
- 29) 『大阪朝日新聞』1941 年（昭和 16）5 月 18 日
- 30) 河内長野市史編集委員会『河内長野市史第 3 巻 本文編 近現代』河内長野市 2004
- 31) 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史 第 1 巻概説編』大阪府教育委員会 1973
- 32) 朝原広元「昭和 13 年の新作能《正高》の背景：時局性と地域性」『若手研究者フォーラム要旨集』（The

University of Osaka) 2024

- 33) 杉江櫻國『正高』白水社 1938
- 34) 前掲 10 と同様
- 35) 井上正雄『大阪府全志 卷之四』大阪府全志発行所 1922
- 36) 林部興吉「楠公築城論」『日本戦史の研究』偕行社 1937
- 37) 高木博志「『郷土愛』と『愛国心』をつなぐもの—近代における『旧藩』の顕彰」『歴史評論』659 歴史科学協議会 2005
- 38) 史蹟名勝天然紀念物保存要目 1920年(大正9)1月28日
 史蹟ニシテ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ
 一 都城趾、都趾、行宮趾其ノ他皇室ニ關係深キ史蹟
 二 社寺ノ趾跡及祭祀信仰ニ関スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
 三 古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑
 四 古城趾、城砦、防壘、古戰場、國郡廳趾其ノ他政治軍事ニ關係深キ史蹟
 五 政廟、國學、郷學、藩學、文庫又ハ是等ノ趾其ノ他教育、學藝ニ關係深キ史蹟
 六 藥園趾、悲田院趾其ノ他社會事業ニ關係アル史蹟
 七 古關趾、一里塚、窯趾、市場趾其ノ他産業交通土木等ニ關スル史蹟
 八 由緒アル舊宅、苑池、井泉、樹石ノ類
 九 貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類學考古學上ニ重要ナル遺蹟
 十 外國及外國人ニ關係アル重要ナル史蹟
 十一重要ナル傳説地
- 39) 近藤安太郎『贈位諸賢伝 増補版 上・下』近藤出版社 1975(初版1927)
 及川祥平「近代の贈位と人物顕彰をめぐる基礎的考察：新聞資料の分析から」『地域社会・地方文化再編の実態』、成城大学民俗学研究所グローバル研究センター 2010
- 40) 南朝関係贈位者は1876年(明治9)1月15日の新田義貞から1935年(昭和10)7月25日の「撰津助公」清尊・「助法眼」教乗まで117名。

(本学文学部非常勤講師)

Commemoration of the Southern Court in Modern Japan: Honouring Hashimoto Masataka and the Tsuchimaru–Ameyama Castles

by

Masahiko Otani

In the modern imperial state of Japan, the overthrow of the Kamakura shogunate and the Kenmu Restoration led by Emperor Go-Daigo were reinterpreted to support a national ideology of loyalty and virtue; in this context, Southern Court generals such as Kusunoki Masashige were glorified as ideal models of devotion and used for state-directed moral education promoting national loyalty. This paper examines the commemorative history of Hashimoto Masataka (正督, also written as 正高), a general affiliated with the Southern Court, and how his former strongholds, Tsuchimaru and Ameyama castles, came to be commemorated, in order to explore the relationship between local communities and the nation-state.

Masataka, believed to have been a member of the Kusunoki lineage, appears in limited historical records from around the 1350s (the Shōhei era of the Southern Court) onwards. After Kusunoki Masanori defected to the Northern Court, Masataka emerged as a leader of the Southern Court. His bases, Tsuchimaru and Ameyama Castles, are medieval mountain fortresses whose layouts have been confirmed through archaeological surveys, and artefacts from the Nanbokuchō period (ca. 1336–1392) have been recovered. In 2013, these sites were incorporated into the nationally designated Historic Site of the *Hinesho* Site. Historical sources indicate conflicts between the Northern and Southern Courts over these castles, suggesting that Masataka held them intermittently as his bases.

From the early modern period, the interpretation adopted in *Dai Nihonshi* (『大日本史』) came to treat Masataka (正督) and Masataka (正高) as separate individuals. Building on this distinction, Masataka (正高) was posthumously awarded a court rank during in 1919, which in turn encouraged regional movements commemorating his loyalty and achievements during the Taishō and Shōwa periods. In this process, the castles served to facilitate and dramatise the expression of loyalty, and Masataka was positioned as the successor to Kusunoki Masashige, an emblematic loyal retainer. Furthermore, the designation of these castle sites under the Historic Sites, Places of Scenic Beauty, and Natural Monuments Preservation Law (enacted in 1919) was closely tied to these commemorative activities. The veneration of Tsuchimaru and Ameyama Castles and of Hashimoto Masataka thus illustrates how local hero images were incorporated into the state-sanctioned historical narrative.